

井原市議会基本条例検証結果資料（令和4年）

取組事項	1. 議会ICT化に向けての取り組みについて
関連条項等	基本条例第3条、第7条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・R3. 9 議会ではデジタル化の方針を「紙媒体を全面廃止し、タブレット及び会議システム並びにグループウェアを利用することで、経費削減と議会事務局の業務改革、議会力並びに議員力アップを図る。紙媒体の全面廃止は令和4年度中に行う。」に決定。 ・R4. 2. 28 「井原市議会の情報通信機器使用基準」の制定。 ・R4. 2. 28 グループウェア導入の決定。 ・R4. 3. 17 ペーパーレス会議システム操作説明会開催。 ・R4. 5. 13 ペーパーレス化に伴う紙媒体の今後の取り扱いについて決定。 ・R4. 5. 19 5月臨時会からペーパーレス会議システムの本格運用開始。 ・R4. 6. 13 グループウェア操作説明会を開催し、「掲示板」「カレンダー」の運用開始。 ・R4. 8. 18 グループウェア操作説明会を開催し、「メール」「文書管理」の運用開始。 ・R4. 12. 8 議案の訂正に係る事務処理について、タブレット端末により正誤表を配布することに決定。
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ① タブレットが導入され、議会のDX化がスタートを切った。議会活動全体をどのようにDX化するのかについては、丁寧な議論が必要となるが、タブレットを通じて資料を議員に配布できるようになったということにならないようにする必要がある。 ② 第7条で、「議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報を議会広報誌、ホームページ及びCATV等を用いて積極的に公開する」と定めているように、タブレットで議員に配布される資料を市民が入手し、閲覧できる仕組みが必要となる。これが、議会のDX化の最低ラインと考えるべきである。 ③ 大規模災害やウイルスの感染拡大等の非常事態に備えるため、タブレットを活用したオンライン委員会の開催をテストで行い、必要な措置を講じたかどうか。
検証結果	<p>取組内容にあるとおり、デジタル化の方針に基づき、取組みを進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外部評価結果のとおり、導入することがゴールにならないようにする必要がある。 ②外部評価結果にある資料の閲覧については、市民からの要望等が出てくれば検討する必要がある。 ③外部評価結果にあるオンライン委員会については、外部評価結果のとおり。
今後の課題	議会ICT化については、取組みを進めてきた。DX化の取組みについては、今後の検討課題とする。

取組事項	2. 政策提言について
関連条項等	基本条例第3条、第14条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 3. 19 「井原デニム条例」を委員会発議（R3. 3. 29 公布） ・ R3. 3. 19 地域活性化特別委員会で「古き時代の栄華に触れる井原デニムで元気なまちの再興事業に関する調査報告書」及び「稲倉産業団地開発事業に関する調査報告書」をとりまとめ、政策提言書を市長へ提出した。
外部評価結果	<p>① 政策立案機能の面で課題であった政策型議員（委員会）提案条例は、「デニム条例」の制定により、一定の解決がはかられたが、以後の取り組みは低調であり、残りの任期で少なくとも1本の政策型議員（委員会）提案条例の制定を目標とすべきである。</p> <p>② これまで、各委員会で取り組んできた所管事務調査が、「政策提言」という形で成果としてとりまとめられてきたが、その活動が継続されているとは言い難い状況にある。地道な活動の継続と「政策提言」という形での成果が求められる。</p> <p>③ 多くの地方自治体にとって、人口減少と高齢化は避けられない課題であるが、その問題解決の処方箋は今のところない。それゆえ、行政が行う地方創生に関する政策を議会として、チェックし、必要があれば、政策提言を行うことが求められる。そのためには、総合計画や地方創生に関する総合戦略等を議会の議決事件として追加することが必要である。なお、これは、議会がチェックするという意味合いよりも、議会も共同で責任を負うという意味が強いものであることに注意する必要がある。</p> <p>※総評（2）その他：「地方創生」</p>
検証結果	<p>外部評価結果にある「政策型議員提案条例の制定」や「政策提言」について、そこありきではなく、本市課題を的確に捉えたテーマで所管事務調査などを議会内で議論できればよいことで、ゴールに対する手段のこだわりは持たず、今後も本市課題解決に向けた取組みを進める。</p> <p>外部評価結果にある「総合計画や総合戦略を議決事件にする」ことについては、外部評価結果のとおり。</p>
今後の課題	<p>①②「今後も政策提言を行っていく。」このことの実現化を行う。</p> <p>③「総合計画や地方創生に関する総合戦略を議会の議決事件として追加すること、及び総合計画、地方創生に議会も共同で責任を負うようにする。」このことについて、基本条例第3条及び第14条の具現化を図る。</p>

取組事項	3. 政務活動費マニュアルの改正及び議員派遣について
関連条項等	基本条例第5条、第16条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3. 3.19 政務活動費マニュアルの改正について決定。(適用 R3. 4. 1～) ・ 宿泊料 県外 12,000 円 県内 9,000 円 を 県外 15,000 円 県内 12,000 円へ変更(食事代込) ・ ETC利用時の添付書類について明文化 ・ 電話代の上限を9分の1から3分の1へ変更
外部評価結果	<p>① 毎年指摘しているが、政務活動費の使用に関するルールを定めたマニュアルを公開する必要がある。公開が難しい理由や状況があるのであれば、その内容を取りまとめた基準や指針等の公開を検討したらどうか。</p> <p>② 昨年は、コロナ禍ということもあり、通信費など、いわゆる経費に対する支出が多くなっていたが、それが改善されつつあるということである。アフターコロナを見据えた政務活動費の活用について、各議員が意識して取り組む必要がある。</p>
検証結果	外部評価について、それぞれ検証を行う。
今後の課題	<p>①支出基準の見直しを行うとともに、指針等の公開を検討する。</p> <p>②各議員に周知を図る。</p>

取組事項	4. 市議会ホームページでの情報公開について
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ H29.1 閲覧しやすくなるよう、ホームページを更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ少ないクリックで閲覧できるように配慮 ・ ホームページサイトマップを作成 ・ トップページにすべての情報がわかりやすく掲載できるよう配慮 ・ H30.6、H31.3 政策提言したものをホームページに公開 ・ R2.10～ 広聴広報委員会で、議会ホームページの改善について検討
外部評価結果	<p>① HP上にある各種情報の公開と蓄積は継続されており、高く評価できる。</p> <p>② 政務活動費は、現在のところ、収支報告書や領収書等をPDFで公開しているだけなので、その内容をわかりやすくとりまとめて公開することを検討したらどうか。</p> <p>③ 毎年指摘している課題であるが、議会のDX化を進める上で、情報公開や情報発信を個別的にするのではなく、「井原市議会広報戦略(仮)」等の形で方針を定めるべきである。</p> <p>④ 第7条第2項で、「すべての委員会及び全員協議会」を原則公開としている以上、すべての委員会及び全員協議会の会議録(要点筆記)を公開する必要がある。具体的には、議案・議題とセットにし、会議で使用される資料の事前公開を行うべきである(難しい場合には、事後公開)。また、「議案カルテ」を作成し、公開したらどうか。</p>
検証結果	外部評価についてそれぞれ検証を行う。
今後の課題	<p>①なし</p> <p>②公開の在り方について、検討する。</p> <p>③④市民への情報発信について、広聴広報委員会で検討していく。</p>

取組事項	5. 常任委員会会議録のホームページ公開について
関連条項等	基本条例第7条
取組内容	・H24. 4.17 平成24年2月定例会中に開催する常任委員会の会議録（要点筆記）からホームページで公開
外部評価結果	① 第7条第2項で、「すべての委員会及び全員協議会」を原則公開としている以上、すべての委員会及び全員協議会の会議録（要点筆記）を公開する必要がある。具体的には、議案・議題とセットにし、会議で使用される資料の事前公開を行うべきである（難しい場合には、事後公開）。また、「議案カルテ」を作成し、公開したらどうか。
検証結果	外部評価結果へ記載の課題については、まずは必要性について検討すべきと考える。
今後の課題	すべての委員会及び全員協議会の資料や会議録の公開の在り方について、検討する。

取組事項	6. 市民の声を聴く会の実施方法変更について
関連条項等	基本条例第7条、18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.3.19 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 【変更内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○13地区での開催を手上げ方式へ変更し、さらに分野ごとに意見交換を行う場として各種団体等（自治会、PTA関係、商工団体等）も対象とするよう変更。 ○開催の申込書を提出してもらい、開催日時や意見交換のテーマなどを協議により決定する。 ○申込団体との協議や当日出席する議員は、申込団体からのテーマ（内容）が、一つの委員会（常任委員会や議会運営委員会）の所管する内容である場合は、その委員会が担当の班として対応する。また、テーマ（内容）が複数の委員会の所管する内容である場合は、あらかじめ3班（1班6人）を編成しておき、順番に対応する。 ・ R4.6.28 「市民の声を聴く会」開催要領の一部改正 手上げ方式に変更したことから、実施後の取り扱いについて変更。【変更内容】 <ul style="list-style-type: none"> ○各班の班長は、市民の声を聴く会の終了後、実施報告書（様式第3号）を広聴広報委員長に提出する。 ○広聴広報委員長は、各班から報告された市民の声を聴く会における意見等について、広聴広報委員会で整理し、その結果を議長へ報告する。 ○議長は、広聴広報委員会からの報告を受けたのち、全員協議会で報告する。 ○全員協議会で報告後、常任委員会において必要に応じ協議を行い、今後の施策立案等に活かしていく。 ○議長は、全員協議会の報告ののち、速やかに市議会ホームページで公表する。 【令和4年中の実績：2件】
外部評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ① 「市民の声を聴く会」は、各種団体等が希望する「手上げ方式」に変更することで、「やらされ感」がなくなり、参加者の評価が上がった点はよいが、開催回数が2回となり、参加した市民の数が大幅に減少した点は、そのあり方から見直す必要がある。 ② 新型コロナウイルスの感染防止の観点から、オンライン方式の導入を含め、市民や各種団体が手を上げやすい環境を整備しなければならない。また、手が上がらなかった場合に備えて、議会から開催を打診する準備が必要である。 ③ 開催回数が2回であったことを鑑みると、これまでの開催実績をもとに、特定の団体を対象とした市民の声を聴く会を定期的開催するようにしたらどうか。また、所管事務調査を政策提言につなげる際には、市民の意向をアンケートで確認することを条件とし、その手段として、内容にかかわる関係者を対象とした市民の声を聴く会の開催を義務付けたらどうか。
検証結果	開催実績を踏まえ、原因と対策を検討していく必要がある。
今後の課題	①②③過去の3年間はコロナ禍であり比較は出来ないと思われる。今後に向けては、過去のデータの検証を行い広聴広報委員会で検討する。

取組事項	7. 議会だよりの充実について
関連条項等	基本条例第7条、第18条
取組内容	<p>・R4.10.3 議会広報のあり方について「議会だより」「ホームページ」「井原放送」などの広報媒体をうまく活用し、紙媒体からデジタル媒体への移行も視野に入れ、「読む広報」から「観る広報」・「聴く広報」へとシフトしていくことに決定。【変更内容】</p> <p>ステップ1 議会だより作成要領、申し合わせ事項の見直し</p> <p>①一般質問原稿文字数の上限を見直し、現在の上限750文字から上限600文字とする。</p> <p>②写真・イラストの掲載を推進し、文字数が減って空いたスペースを活用して、写真やイラストを掲載する。</p> <p>③見出し文字数の上限を設定し、一瞬で理解できる文字数13文字以内とする。</p> <p>④中見出しを許可し、件名以外に、見出しを付けられるようにする。</p> <p>⑤文字修飾を許可し、文書に強調・網掛け・アンダーライン・斜体など文字修飾を許可する。</p> <p>ステップ2 YouTubeの活用</p> <p>議会だよりの一般質問の原稿は、読みやすく、わかりやすく、親しみやすくし、中身を詳しく知りたい読者向けに、YouTubeを活用して井原放送の録画放送をネット上から観られるようにする。</p>
外部評価結果	<p>① 議会のDX化を進める上で、「いばら市議会だより」は、市民に対する情報発信のツールの中で、どのように位置づけられるのかを明らかにしておく必要がある。</p> <p>② 「読みやすい議会だより」にすることを中心に改善がなされてきたが、今後は、「読みたい議会だより」にするためには何が必要かを検討する必要がある。たとえば、年代別にターゲットを設定し、それに必要な内容を検討したらどうか。</p>
検証結果	<p>取組内容にあるとおり、作成要領、申し合わせ事項の見直しを行い、読みやすく、わかりやすく、親しみやすい議会だよりになってきている。</p> <p>また、YouTube配信や映像版議会だよりも開始し、多様化する広報媒体への対応も行ってきており、幅広い年代の方に議会を知っていただく広報を進めてきている。</p>
今後の課題	<p>更なる「読みたい」、「観たい」、「聴きたい」議会だよりについて、調査・研究を広聴広報委員会で検討する。</p>

取組事項	8. 議会への提案箱の設置、ホームページからの提案について
関連条項等	基本条例第18条
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 8. 19 提案箱のあり方について協議し、地元の意見を踏まえ現状の設置箇所そのままとすることに決定。 ・ R3. 3. 19 メールによる議会への提案について 現行では、無記名メールについては、確認メールを送信し、返信があった場合のみ回答を行うこととしていたが、提案内容が直接市民に関係のない場合は、正副議長において無記名扱いとして処理することに決定。 ・ R3. 6. 29 回答までの時間短縮のため、広聴広報委員会において協議先委員会の決定の際に、内容的に執行部へ意見を求めたほうがよいものは、回答案の協議先委員長の同意を得た上で、広聴広報委員会において執行部へ意見を求めることも決定する。 ・ R3. 12. 6 協議先委員会の決定の際、必要に応じて正副委員長で協議を行い、メール等による委員への照会により協議先委員会を決定する。ただし、委員から異議がある場合は、委員会を開催し協議する。
外部評価結果	① これまでのように、多くの地区で市民の声を聴く会が開催されなかったことにより、ここでとられていたアンケートにあたるような仕組みを検討する必要がある。たとえば、所管事務調査の内容など、政策にかかわる内容のアンケートの実施も検討されたい。また、紙でのアンケートは、コストがかかるが、Webでのアンケートはコストがそれほどかからないので、Webでのアンケートの実施を検討したらどうか。
検証結果	外部評価結果にあるとおり、「アンケート形式」による市民の声の収集もありと考える。
今後の課題	提案箱の設置場所の見直し、新しい「議会への提案方式」の調査・研究、また「議会への提案」の投書から回答までの期間短縮等について、広聴広報委員会で検討する。

取組事項	9. 議会事務局の調査及び法制機能の充実について
関連条項等	基本条例第19条
取組内容	【基本条例抜粋】 第19条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を充実させるため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。
外部評価結果	① 毎年、指摘している課題であるが、専門的知識・経験を有する職員の育成や採用については、他議会でもうまくいった事例は少なく、改善する見込みは薄い。議会機能の強化の上で、欠かせない課題でもある。議会としての意向を首長に提言・要求していく必要がある。また、法制機能の充実については、議会や事務局だけで考えるのではなく、専門的知見の活用、公聴会制度、参考人制度、議会図書室の充実、政務活動費の有効活用などがあげられる。さらに、タブレットの導入により、議会事務局職員の負担が軽減された。減少した業務量を政策立案にあてる手法を検討したらどうか。
検証結果	法制機能の充実については、政策判断の基準となるものであり、あらゆる選択肢について取り組んでいく。事務局職員については、突発的な案件の対応など、しっかりと活動していると考ええる。
今後の課題	新たな事務については、当面は考えていない。

取組事項	10. 議会基本条例の見直しについて
関連条項等	基本条例第23条
取組内容	<p>・R3.2.26 全員協議会で議会基本条例の一部改正について了承された。</p> <p>【主な改正点】※R3.3.19改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第7条第4項 議会報告の手段に議会広報誌、ホームページを追加 ○同条第6項 休日及び夜間の本会議開催についての条文を削除 ○第18条第4項 広聴活動に意見交換会を追加 ○第22条第2項 議員報酬について、「市民の意見を参考に決定」を「井原市特別職報酬等審議会の意見等を参考に」に修正 ○第24条 委任について、危機管理等を追加
外部評価結果	<p>① 評価にあたっては、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）というPDCAサイクルを議会運用の流れの中に位置づけることが必要である。これまで、この考え方は、意識されてきたかもしれないが、それを現実のものとするまでには至っていない。さしあたっては、令和3、4年分の評価をもとに、任期4年の前半にあたる2年分の活動を振り返り、残りの2年で取り組むべきことを明らかにする＝「Check（評価）－Action（改善）」ことが必要である。</p> <p>② 議会改革の要素はあくまでもツール（手段）でしかない。井原市議会が果たすべき役割は、議会基本条例第1条に定められているように、「市民福祉の向上と市政の発展」である。第1条は、条例の目的のため、評価の対象外としたが、どの活動を行うにあたって、念頭に置かなければならないことであり、任期4年の最後には、この観点からの自己評価が必要となる。</p>
検証結果	委員会条例の改正等議会改革については、一歩ずつ取り組んできた。外部評価結果の内容を踏まえ、検討していく。
今後の課題	今後も同様に取り組んでいく。

取組事項	1 1. 危機管理マニュアル等の作成・運用について
関連条項等	基本条例第 2 4 条ほか
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2. 11. 4 議会運営委員会でマニュアルの見直し案の作成 ・ R2. 11. 30 議会運営委員会で一部改正について決定 ・ R2. 12. 7 全員協議会で承認 <p>現行のマニュアルでは本文の後に、行動マニュアルを設け、災害発生時から 2 4 時間以内、災害発生後 1 週間以内、災害発生後一週間以降と分けて記載していたが、今回の改正では、この行動マニュアルを本文の解説に記載するなど、その考え方等を説明している。</p> <p>さらに、今回の改正案では最後に、「大規模災害等の検証と対策」を設け、災害発生時における井原市議会を含めた井原市の対応を検証するとともに、防災訓練等への積極参加、地域の防災、避難所のあり方と設備、防災備蓄品等の災害対策について、先進自治体の事例などを研究し、防災への認識を深め災害に備えることを加えている。</p>
外部評価結果	評価なし
検証結果	議会 ICT 化が進んでおり、危機管理マニュアルを現状に即した内容に見直しが必要になってきている。
今後の課題	議会 ICT 化や昨今の自然災害、感染症拡大の状況を踏まえて、危機管理マニュアルの見直しを行う。

取組事項	12. 議員政治倫理条例の運用について
関連条項等	基本条例第20条
取組内容	<p>・H23. 3.16 井原市議会議員政治倫理条例施行規則を制定・H23. 4. 1 施行 ・H26. 2.24 井原市議会議員政治倫理条例施行規則第3条に下記の規定を追加することに決定する。</p> <p>「ただし、審査請求ができる事案は、直近の市議会議員選挙当選後の任期開始から任期終了まで（補欠選挙で当選した場合は、補欠選挙当選後の任期開始から任期終了まで）のものに限り、客観的事実を証する資料により該当事案でないことが明らかであるときは、議長はこれを不受理とするものとする。」</p> <p>・R2. 12. 22 井原市議会議員政治倫理条例の一部改正 令和2年12月定例会において政治倫理基準の項目に3号を追加する改正を行い、基準の明確化を図った。</p>
外部評価結果	<p>① 人口減少と高齢化によって、「議員のなり手不足」の問題が深刻化している。井原市議会議員選挙では、定員をこえる立候補者があり、選挙が実施されてきたが、この状況がいつ変わるとも限らない。そこで、「議員のなり手」を確保するための方策が必要となるが、これには大きく分けて、「議員活動が行いやすい環境の整備」と「候補者の掘り起こし」が必要となる。前者には、ハラスメントの防止やオンラインでの参加がこれにあたり、後者には、政策モニターなどがこれにあたる。ハラスメントの防止のために、政治倫理条例の改正やハラスメント防止条例の制定等も考えられるが、必要なことは、多様な議員から構成される議会が、「市民福祉の向上と市政の発展」に寄与することであり、懲罰に主眼を置くべきではない。また、ハラスメントに関する研修は、毎年、内容をアップデートして行う必要がある。議員研修において、ワールドカフェ方式など、議員が主体となるような研修方法を検討してみたらどうか。</p> <p>※総評（2）その他：「議員のなり手不足」</p>
検証結果	現状を踏まえ、まずはその必要性について検討していく必要がある。
今後の課題	議会として統一的な価値観を醸成し、市民により信頼される市議会を目指して活動を進めていく。